

# 訪問介護ステーションくらら 訪問介護事業運営規程

## （事業の目的）

第1条 有限会社くららが開設する訪問介護ステーションくらら（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護者に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行なう。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 訪問介護ステーションくらら
  - 二 所在地 群馬県高崎市八千代町1丁目12番地9号

## （職員の職種、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たる事もできる。
  - 二 サービス提供責任者 介護福祉士 1名  
1級課程修了者 1名  
介護職員基礎研修 1名  
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
  - 三 訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上 配置しております  
訪問介護員等は、指定訪問介護事業の提供に当たる。  
ただし、二、三に関しては、業務の状況により人員の変更ができるものとする。
  - 四 事務員 1名以上  
事務員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月1日までを除く。
- 二 営業時間 午前6時から午後10時までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第6条 指定 訪問介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 三 通院等乗降介助

(守秘義務)

第7条 守秘義務は次のとおりとする。

- 一 従業者は正当な理由なく、その業務で知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしてはならない。
- 二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 三 関係市町村及び関係機関への情報提供は、必ず利用者及びその家族等の同意を得た上で行なう。

(利用料等)

第8条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 平常時間（午前8時から午後6時）以外の指定訪問介護を行った場合は次の額とする。

- 一 夜間（午後6時から午後10時）及び早朝（午前6時から午前8時）に行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 二 深夜（午後10時から午前6時）に行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 次条に規定する、通常の事業の実施地域を越えて行う指定 訪問介護に要した交通費は、次の額とする。

- 一 事業の実施地域を越えた所から、片道15キロメートル未満の場合 0円
- 二 事業の実施地域を越えた所から、片道15キロメートル以上25キロメートル未満の場合 200円
- 三 事業の実施地域を越えた所から、片道25キロメートル以上35キロメートル未満の場合 300円
- 四 事業の実施地域を越えた所から、片道35キロメートル以上の場合は1キロメートル増える毎に50円加算

- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

#### （通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市（尚、旧倉渚村・旧榛名町を除く）前橋市（尚、旧大胡町・旧宮城村・旧粕川村・旧富士見村を除く）安中市（旧松井田町を除く）玉村町の区域とする。

#### （緊急時等における対応方法）

第10条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### （虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

#### （身体拘束の禁止に関する事項）

- 第12条 介護予防・日常生活支援事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととする。
- 2 やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

#### （事業継続計画）

第13条

- 1 感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずることとする。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

#### （感染症対策）

第14条

- 1 感染対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者へ周知することとする。
- 2 感染対策のための指針を整備し、平常時の対策及び発生時の対応を規定するものとする。
- 3 感染対策のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後6ヶ月以内

二 継続研修 年2回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、会社と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

# 訪問介護ステーションくらら 介護予防・日常生活支援総合事業 運営規程

## （事業の目的）

第1条 有限会社 くらら が開設する訪問介護ステーション くらら（以下「事業所」という。）が行う事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援者・事業対象者に対し、適切な訪問型サービスを提供することを目的とする。

## （運営の方針）

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者・事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行なう。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 訪問介護ステーション くらら
  - 二 所在地 群馬県高崎市八千代町1丁目12番地9号

## （職員の職種、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定（介護予防）訪問介護の提供に当たる事もできる。
  - 二 サービス提供責任者 介護福祉士 1名  
1級課程修了者 1名  
介護職員基礎研修 1名  
サービス提供責任者は、介護予防・日常生活総合事業サービス計画の作成、利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
  - 三 訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上 配置しております  
訪問介護員等は、指定（介護予防）訪問介護事業の提供に当たる。  
ただし、二、三に関しては、業務の状況により人員の変更ができるものとする。

四 事務員 1名以上

事務員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月1日までを除く。
- 二 営業時間 午前6時から午後10時までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第6条 要支援者・事業対象者の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 三 訪問型サービス

(守秘義務)

第7条 守秘義務は次のとおりとする。

- 一 従業者は正当な理由なく、その業務で知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしてはならない。
- 二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 三 関係市町村及び関係機関への情報提供は、必ず利用者及びその家族等の同意を得た上で行う。

(利用料等)

第8条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、高崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額とし、当該訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条に規定する、通常の事業の実施地域を越えて行うに訪問型サービスに要した交通費は、次の額とする。

- 一 事業の実施地域を越えた所から、片道15キロメートル未満の場合 0円
- 二 事業の実施地域を越えた所から、片道15キロメートル以上25キロメートル未満の場合 200円
- 三 事業の実施地域を越えた所から、片道25キロメートル以上35キロメートル未満の場合 300円
- 四 事業の実施地域を越えた所から、片道35キロメートル以上の場合は1キロメートル増える毎に50円加算

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体拘束の禁止に関する事項)

第12条 介護予防・日常生活支援事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととする。

- 2 やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

(事業継続計画)

第13条

- 1 感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずることとする。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することとする。
- 3 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(感染症対策)

第14条

- 1 感染対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者へ周知することとする。
- 2 感染対策のための指針を整備し、平常時の対策及び発生時の対応を規定するものとする。
- 3 感染対策のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
- 二 継続研修 年 2回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、会社と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、 令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、 令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、 令和 6年 6月 1日から施行する。



# 訪問介護ステーションくらら 日常生活支援事業 運営規程

## (事業の目的)

第1条 有限会社 くらら が開設する訪問介護ステーション くらら (以下「事業所」という。) が行う事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者 (以下「訪問介護員等」という。) が、要支援者・事業対象者に対し、適切な訪問型サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者・事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行なう。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問介護ステーション くらら
- 二 所在地 群馬県高崎市八千代町1丁目12番地9号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定 (介護予防・日常生活支援総合事業) 訪問介護の提供に当たる事もできる。

二 サービス提供責任者 介護福祉士 1名

1級課程修了者 1名

介護職員基礎研修 1名

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

三 訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上 配置しております

訪問介護員等は、指定 (介護予防・日常生活支援総合事業) 訪問介護事業の提供に当たる。ただし、二、三に関しては、業務の状況により人員の変更ができるものとする。

四 事務員 1名以上

事務員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月1日までを除く。
- 二 営業時間 午前6時から午後10時までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第6条 要支援者・事業対象者の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

(守秘義務)

第7条 守秘義務は次のとおりとする。

- 一 従業者は正当な理由なく、その業務で知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしてはならない。
- 二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 三 関係市町村及び関係機関への情報提供は、必ず利用者及びその家族等の同意を得た上で行なう。

(利用料等)

第8条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条に規定する、通常の事業の実施地域を越えて行うに訪問型サービスに要した交通費は、次の額とする。

- 一 事業の実施地域を越えた所から、片道15キロメートル未満の場合 0円
- 二 事業の実施地域を越えた所から、片道15キロメートル以上25キロメートル未満の場合 200円
- 三 事業の実施地域を越えた所から、片道25キロメートル以上35キロメートル未満の場合 300円
- 四 事業の実施地域を越えた所から、片道35キロメートル以上の場合は1キロメートル増える毎に50円加算

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市（尚、旧倉渕村・旧榛名町を除く）前橋市（尚、旧大胡町・旧宮城村・旧粕川村・旧富士見村を除く）安中市（旧松井田町を除く）玉村町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事業継続計画)

第11条

- 1 感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずることとする。
- 2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(感染症対策)

第12条

- 1 感染対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業員へ周知することとする。
- 2 感染対策のための指針を整備し、平常時の対策及び発生時の対応を規定するものとする。
- 3 感染対策のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
- 二 継続研修 年 2回

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、会社と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。

